

令和8年2月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に関する資料②

目次	ページ
1 国民健康保険に係る今後予定されている制度改革について . . . . .	2～ 7
2 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について . . . . .	8～ 9
3 訴訟の現況について . . . . .	10～11

市民健康部  
令和8年2月

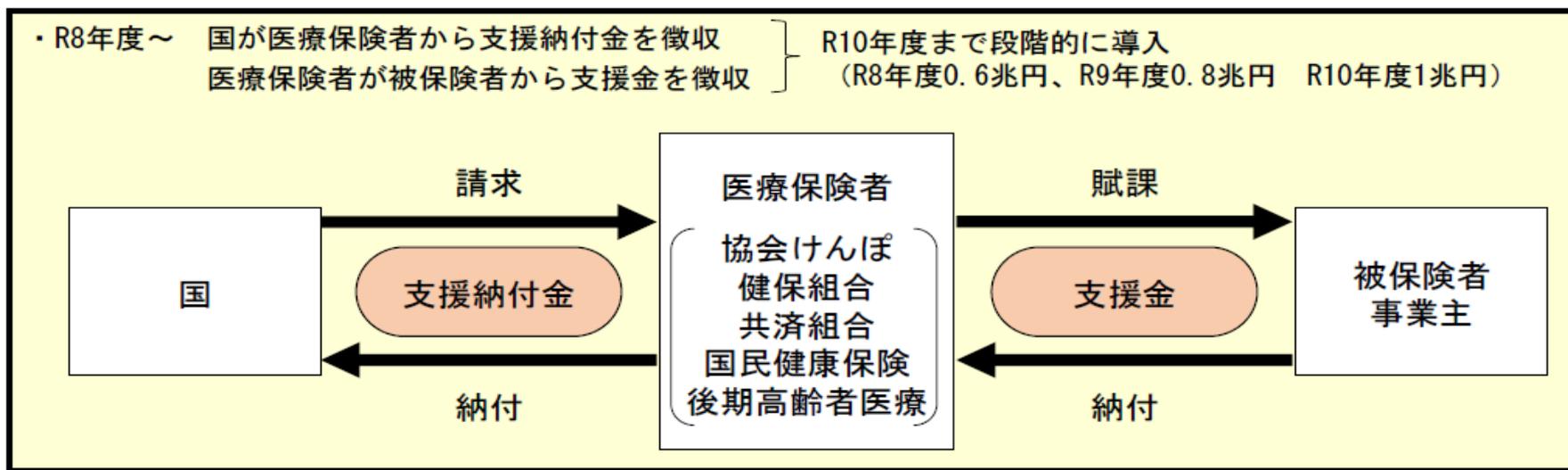
# 1 国民健康保険に係る今後予定されている制度改正について（令和8年度地方税制改正関係等）

## (1) 子ども・子育て支援金制度の創設に係る国民健康保険税の賦課・徴収

### ア 制度概要

こども未来戦略における「加速化プラン」に盛り込まれた次元の異なる少子化対策の財源の一部に充てるため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立し、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設される。〔※子ども・子育て支援法の一部改正：令和8年4月1日施行〕

この財源となる子ども・子育て支援金は保険税(料)と併せて賦課・徴収されることとなり、今後、当該支援金に係る税率等の新設に加え、低所得者軽減措置及び18歳未満に対する支援金均等割額の全額軽減措置等が適用される。



### 【子ども・子育て支援金の徴収に係る国の基本的考え】

- ① 子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて令和8年度から拠出いただく。
- ② 歳出改革による社会保険負担軽減とセットで、かつその範囲内で子ども・子育て支援金制度を構築することで、支援金制度の創設によって社会保障負担率（国全体でみた国民所得に対する社会保険料等負担の割合）が上昇しないようにする。

## イ 子ども・子育て支援金の賦課・徴収

国は、医療保険料(税)とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や政省令の整備等を進めてきた。

子ども・子育て支援金制度導入後の長崎市国民健康保険税の賦課総額の内訳

1 基礎課税額			2 後期高齢者支援金等課税額			3 介護納付金課税額 (40～64歳)			4 子ども・子育て支援納付金課税額		
所得割額	平等割額	均等割額 (注1)	所得割額	平等割額	均等割額 (注1)	所得割額	平等割額	均等割額 (注1)	所得割額	平等割額	均等割額 (注2)
現 行									新設 (令和8年4月～)		

(注1) 「未就学児にかかる5割軽減措置」は現行とおり適用。

(注2) 下記イ記載のとおり「18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子ども」については10割軽減措置を適用。

### (ア) 主な改正点など

- a 国民健康保険(及び後期高齢者医療制度)においては、以下の措置を設ける。
  - (a) 低所得者に対する軽減措置 (※現行保険料(税)の7割・5割・2割軽減措置に準じる形で実施)
  - (b) 一定の支払い限度を設ける措置 (※現行保険料(税)の課税限度額に準じる形で実施)
- b 本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子ども (以下「18歳未満の被保険者」という。)に係る「子ども・子育て支援納付金分の均等割額」の10割軽減の措置を講じる。〔※具体的事項については後述(イ)参照〕
- c 子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率等については、国から示される「子ども・子育て支援金を納付するために必要な保険税徴収額」を基に長崎県が算出した税率等を用いる。

## (イ) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割額の考え方について

- a 「18歳未満の被保険者」に係る「子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額」を10割軽減する。  
なお、当該軽減措置に際しては、まず低所得世帯に係る軽減措置や未就学児に係る均等割5割軽減など別途定められた措置が適用される場合は、それらの措置を講じた後の残額に対して10割軽減措置を行なう。
- b 上記(ア)で講じられた10割軽減措置の均等割額を、18歳以上被保険者均等割総額として、18歳以上被保険者数で按分して当該被保険者に賦課する。
- c なお、この仕組みは、基礎課税額分など従来の課税種別には適用しない。

(参考) 18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み (イメージ図)

(18歳未満被保険者)

$$\text{市町村国保の支援金 (保険料)} = \text{所得割額} + \text{資産割額} + \text{平等割額} + \text{均等割額}$$

$$\text{18歳未満均等割軽減額の総額} \div \text{18歳以上被保険者数} = \text{18歳以上均等割額}$$

(18歳以上被保険者)

$$\text{市町村国保の支援金 (保険料)} = \text{所得割額} + \text{資産割額} + \text{平等割額} + \text{均等割額} + \text{18歳以上均等割額}$$

※ 上記中「資産割額」は、長崎市国民健康保険税にはありません。

(ウ) 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）【こども家庭庁資料抜粋】

区 分	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
協会けんぽ	250円	350円	450円
健保組合	300円	400円	500円
共済組合	350円	450円	600円
国民健康保険	250円 (参考)一世帯当たり 350円	300円 (参考)一世帯当たり 450円	400円 (参考)一世帯当たり 600円
後期高齢者医療	200円	250円	350円



国民健康保険の場合、1世帯当たり年間平均4,200円の課税額ということになる。

- (エ) 施行日 令和8年4月1日（地方税法その他根拠・関係法令については令和8年3月中に改正予定）  
 ※ なお、本改正に関わらず、現行の税率等（基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税額分）については改定しない〔現行通り〕。

## (2) 国民健康保険税の課税限度額の見直し（国民健康保険税条例第5条）

- ア 改正内容 国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を67万円（現行66万円）に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税分に係る課税限度額を新設する。

区 分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分	合 計
現 行	<u>66万円</u>	26万円	17万円	—	<u>109万円</u>
改正案	<u>67万円</u> (+1万円)	同上 (据置)	同上 (据置)	3万円 (新設)	<u>113万円</u> (+4万円)

- イ 根拠法令 地方税法施行令（令和8年3月中に改正予定）

- ウ 施行日 令和8年4月1日

### (3) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（国民健康保険税条例第28条）

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う。

#### ア 5割軽減の拡大・・・軽減対象の判定額となる所得基準額を引き上げる。

	基準額（基準額以下の場合軽減対象となる。）
現行	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1） ＋ <u>30.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数） （例：給与収入約203万円、3人世帯）
改正案	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1） ＋ <u>31万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数） （例：給与収入約205万円、3人世帯）

#### イ 2割軽減の拡大・・・軽減対象の判定額となる所得基準額を引き上げる。

	基準額（基準額以下の場合軽減対象となる。）
現行	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1） ＋ <u>56万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数） （例：給与収入約313万円、3人世帯）
改正案	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1） ＋ <u>57万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数） （例：給与収入約317万円、3人世帯）

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療に移行したことにより国民健康保険の被保険者ではなくなった者

ウ 根拠法令 地方税法施行令（令和8年3月中に改正予定）

エ 施行日 令和8年4月1日

## 2 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について

前回の所管事項調査以降に開催された会議等について、主な内容は次のとおり。

### (1) 長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会

#### ア 目的・委員構成等

設置者	長崎大学
設置日	令和5年4月1日
設置目的	施設の運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資する。
委員構成	近隣連合自治会長・自治会長（8名） その他三者連絡協議会が必要と認めた者（2名） 学識経験者・専門家（3名） 行政（長崎県地域保健推進課長、長崎市感染症対策室長・防災危機管理室長・消防局警防課長・北消防署警防1課 課長補佐）（5名） 長崎大学（長崎大学高度感染症研究センター センター長ほか）（5名）

#### イ 直近の開催状況

回数	開催日	主な議題
第10回	令和8年2月4日（水）	① 高度感染症研究センター実験棟に関する報告 ② その他

## ウ 主な議事内容等

### (ア) 高度感染症研究センター実験棟に関する報告

- ・ 教育訓練の状況について、傷病人の緊急搬出のための訓練を行ったこと、及び研究（実験）の状況について、来年度これまで訓練で扱ってきたウイルスとは別に BSL-2 施設で取扱うレベルの病原性が低い3種類の新たなウイルスを使用して訓練を行う予定であることが報告された。
- ・ 委員からは、BSL-2 レベルの訓練が終わったら、次は BSL-3、BSL-4 と段階を踏んでいくのかとの質問が出され、それに対し、BSL-3 のウイルス取扱い訓練を行うかは現時点で未定であるが、BSL-2 と BSL-3 のウイルスの取扱いはそれ程大きく変わらないという説明がなされた。
- ・ 事故等の対応策の検討として、今年度も2月中に警察に協力いただき、高度感染研究センター職員及び委託警備会社職員参加で不審者、不審物の対応訓練を予定していることが報告された。

### (イ) その他

- ・ 協議事項なし

## エ 今後のスケジュール等

回数	開催日	主な議題
第11回	未定	未定